

日程第21 議案第12号 橋本市移動通信用
鉄塔の設置及び管理に関する条例の制定
について と、日程第22 議案第13号 橋
本市移動通信用鉄塔施設整備事業分担金
徴収条例の制定について の2件

○議長（中上良隆君）日程第21 議案第12号
橋本市移動通信用鉄塔の設置及び管理に関
する条例の制定について と、日程第22 議
案第13号 橋本市移動通信用鉄塔施設整備事
業分担金徴収条例の制定について の2件を
一括議題といたします。

これより、2件一括して質疑を行います。
質疑ありませんか。

13番 瀧君。

○13番（瀧 洋一君）徴収条例のほう、こち
らのほうで少しお伺いをしたいんですけれど
も、まず一点は、これ規則とかも見せていた
だいたんですが、私の解釈が合っているのか
どうかを確認したいんですが、分担金につい
てです。

この分担金は、最初にある通信社、電気通
信事業者ですか、これが利用するにあたり最
初の1回のみ分担という解釈でいいのかどう
か。規則とかを見ていると、それ以降の管
理費は利用者が負担するというようなことが
書いてあるので、多分そういうことかなとい
うふうに解釈しています。それを確認させ
ていただきたいのが一点。

それと、この分担金が、鉄塔整備事業に要
する経費の6分の1に相当する額というふう
に、徴収条例のほうの第4条にあります。こ
の鉄塔に関して、1社のみ利用が可能な鉄
塔なのか。電気通信事業者、複数社あると思
うんですが、これ例えば4社から利用の申し
込みがあった場合、4社とも受けれるような

ものなのかどうか。4社で受けれるのであれ
ば、この分担金6分の1掛ける4で、3分の
2は分担金で賄えるのかなと、そういう計算
ができるんですが、それをお伺いしたい。

それと、あともう一点、これの財源という
のは、これ補助金とかそういうのがどうなる
のかという、この3点についてお尋ねします。

○議長（中上良隆君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）まず、一点目の分
担金でございますけれども、これは建設分担
金ということで、6分の1といたしますのは建
設時の事業費に対する負担金でございます。

それと、事業主体は4社ほどありますけれ
ども、これはあくまでも補助がついたときか
ら決まっております。NTTドコモだけ
でございます。NTTドコモが放棄して、ま
た真っさらになったということになりました
らそれは考えなありませんけど、それはほと
んど想定はしていませんし、NTTドコモと
いうことです。

それと、事業費の財源内訳でございますけ
れども、総事業費が3,250万円になってござ
います。そのうち国が2分の1で1,625万円、そ
れから県が5分の1で650万円、国、県でだ
いたい70%になります。それと、事業者負担と
いうことで、NTTドコモが541万6,000円、
これが事業費の6分の1です。それから、残
りが市負担分、事業費の約13%程度になりま
すけれども、433万4,000円、これはダム基金か
らということになってございます。

以上でございます。

○議長（中上良隆君）13番 瀧君。

○13番（瀧 洋一君）そしたら、今の疑問、
だいたい理解できました。これは、ですから
1社、鉄塔というのが、済みません、私あま

りイメージがわからないんですが、今後ほかの事業者、もちろんこの宿地区とか、NTTドコモ、大手なんですけども、ほかのところからこういった要請というんですか、ほかにも何社か通信事業者さんはあると思うんですが、それを共用するというようなことが技術的なことで可能なのか。宿の地区の方でも、ほかの携帯を使われている方もあると思うんですけども、それか、もしそういうことの要請があった場合は、また別の鉄塔を建てないといけないということなのか、その点、教えてくださいいただけますか。

○議長（中上良隆君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）あくまでもこの鉄塔はNTTドコモをしたということで、これは系統的に県のほうに申し出というんですか、手を挙げまして、県のほうでだれか手を挙げませんかということで募集されるわけです。それで、業者が先、決定するような形になりますので、なった中で補助金がついてくるというような形になります。そういうことで、これはNTTドコモということが決まった状態での鉄塔ということでございます。

（「答弁もれ」と呼ぶ者あり）

○議長（中上良隆君）指摘してください。

○13番（瀧 洋一君）今回の分は、これドコモというのはわかったんです。そのことをお尋ねしておるんじゃないなくて、今お尋ねしたのは、この鉄塔はドコモだけのものやと。これが技術的に、この鉄塔というのが、私、イメージがあまりわかっていないんですけども、この一つの鉄塔に複数社のアンテナを収納することが可能なかどうかという点、それについてお尋ねしているので、先ほどの答弁が私の質問とかみ合っていなかったかと思うんですが、その点を教えてください。

○議長（中上良隆君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）技術的には可能か

と思いますけども、それは想定してございません。

○議長（中上良隆君）ほかにありませんか。

3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）いわゆる携帯の鉄塔というのは、市内にたくさんというか、あるんですけど、なぜ宿に設置される鉄塔だけが管理条例までつくってやらなければならないのか、よくわからないんですけど。初めてかと思うんですよ、この条例が出てくるのは。たくさんありますよね、鉄塔は。その点、説明ください。

○議長（中上良隆君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）本来携帯電話の鉄塔というのは、事業者がすべきものでございます。ただ、採算の合わないところ、そういうところにつきましては、事業者は建てることはしません。そういうことで、国が補助制度を設けて、携帯電話が使えない区域について、そういう補助金を設けて助成した中で建てていただくという制度でございます。ということで、橋本市は初めてでございますけども、和歌山県では、南部のほうは相当というのか、相当ありませんけども、ございます。近くでは、かつらぎ町でもそういう形でしてございます。

以上でございます。

○議長（中上良隆君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）その場合、どの程度の耐久年数といいますか、こういう鉄塔というのはもつのか、また、破損というんか、使用できなくなった場合に、市が負担をして改修するのか、その点、伺っておきます。

○議長（中上良隆君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）この条例にも書いてございますように、建築しましたら、あと管理はすべて事業者でやっていただくということでございます。そういうことになってご

ございます。規則に入っております。

以上です。

○議長（中上良隆君）21番 上久保君。

○21番（上久保 修君）こういう条例を設けて市が認めていくという部分のあれなんです、第11条の損害賠償のところの理解をどういうふうにしたらいんかということだけお尋ねをします。というのは、損害賠償しなければならないということですから、当然、市にもその損害賠償の対象になるのかどうか、何らかの形で損害に値するようなことが出た場合、その辺どういうふうになっているのか教えてください。

○議長（中上良隆君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）この第11条、損害の賠償という項目でございますけども、これは、位置づけとしてはあくまでも市の施設ということで、設置条例、管理条例を上程してございます。そういうことで、こういう項目につきましては、まず、どうしても利用者というのはこういう形で制定しなければならないということで、こういう項目を設定してございます。

これにつきましても、例えば管理不十分で、こんなことはないと思いますけども、鉄塔が倒れて、下の車に当たって車に損害の責任が出たというようなケースでございますけれども、そういう場合を想定してこれを設けてございます。

○議長（中上良隆君）21番 上久保君。

○21番（上久保 修君）いや、わかるんやけど、建てたときの説明、もうちょっといただきたいなと思うのは、すべて市が責任を持っていかなんのか、それとも今ドコモと言われるその話の中で、事業者自身にも損害のあれが配分としてあるんかどうか、そこら辺、ちょっと聞いておきたいんですけど。

○議長（中上良隆君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）ちょっと不十分でございましたけれども、「利用者が」と書いてございますのはN T Tドコモのことでございます。ということで、利用者の責任ということで、これ1項も2項も書いてございます。

○議長（中上良隆君）ほかにありませんか。
5番 中西峰雄君。

○5番（中西峰雄君）一点だけ確かめておきます。制度的にしようがなかったんדרろうとは思っているんですけども、こういうのは、国、県、市が補助をしてN T Tのものにするということは、これ制度上でできなかったのかどうかだけお尋ねいたします。

○議長（中上良隆君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）これ、総務省の補助でございますけど、そういうことには制度上なってございませんで、ちょっと苦しいですけども、こういう形のものしかできないような状況でございます。

○議長（中上良隆君）ほかにありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第12号と議案第13号の2件については、総務委員会に付託します。

日程第23 議案第14号 橋本市役所出張所
設置条例を廃止する条例について

○議長（中上良隆君）日程第23 議案第14号 橋本市役所出張所設置条例を廃止する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

2番 阪本君。

○2番（阪本久代君）高野口の出張所が設置されて、18年、19年、2年で廃止になるわけ

なんですけれども、実際には、18年の最初のころは、いろいろ市民カード、印鑑証明書の書き換えとかでかなり混乱したということは伺っているんですけども、この19年度に入りまして、利用されている方がどのくらいあるのか、また、今されている業務の中で、どういう項目で利用される方が多いのか。また、年齢層と申しますか、どういう方が出張所を利用されているのか、現状を知るためにお尋ねします。

○議長（中上良隆君）高野口出張所長。

○高野口出張所長（前 佳照君）阪本議員のおただしにお答えいたしたいと思います。

最近の利用状況でございますが、1日平均50人ぐらいでございます。利用の内容でございますが、全般にわたって利用されております。例えば戸籍関係、それから税金関係、それから国保関係、老健関係、介護保険関係、福祉関係、全般でございます。利用者の層でございますが、これも全般的に利用されております。

以上でございます。

○議長（中上良隆君）2番 阪本君。

○2番（阪本久代君）今、1日50人ぐらいということなんですけれども、この中には自動交付機のみ利用の方も含まれているのでしょうか。含まれているかどうかと、自動交付機の利用が1日何人ぐらいなのかということをお尋ねします。

○議長（中上良隆君）高野口出張所長。

○高野口出張所長（前 佳照君）この中には、自動交付機の利用者については含まれておりません。それから、1日平均でございますが、7人ぐらいでございます。

○議長（中上良隆君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第14号については、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

6番 清水君。

〔6番（清水信弘君）登壇〕

○6番（清水信弘君）反対の立場から討論いたしたいと思えます。

この出張所廃止については、旧高野口町住民の同意がまだしてあります。

以上、反対討論であります。

○議長（中上良隆君）23番 井上君。

〔23番（井上勝彦君）登壇〕

○23番（井上勝彦君）私は、賛成の立場で討論をさせていただきたいと思えます。

それはなぜかといいますと、既に合併時におきまして、旧高野口町時代に5名の議会議員が代表で旧橋本市と十分話し合いをし、お互いに市、町同士で審議を重ねて、旧高野口町におきましても、私は出張所をなくすことには当初は反対でございました。しかし、議会として5名の代表の方に審議をさせていただいて、そして、その中で、お互いの議会で承認をされた問題であります。それによって十分な説明が行われなかったということについては反省もしておりますけれども、これからは一つになって、出張所をなくすにあたって、これから先、一応廃止をする後においては、ある程度旧高野口町の住民のためのサービスを低下させないために、聞くところによりますと、今、出張所長がおっしゃったように50

名前後の方が利用されておるということではあります。しかし、この中で、新橋本市におきましても、出張所の廃止の後、コミュニティバスで出張所の前にも停車できるような、そういう配慮も考えておられるということも聞いております。そういうことで、やはりそういうバスの利用もしていただき、また福祉関係については、介護のタクシーの利用、そういったものも半額の制度もありまして、そういったこととお話をしてみますと、そういうふうにもバスもとまっていたらいいということであれば、非常に前向きに、なくなってもいいのではないかという意見も聞いております。

そういう意味で、出張所を廃止するに向かって、今後、公民館と福祉関連施設を十分機能していただけるような、そういうふうな立場で、今後出張所ということではなくて、それに伴うそういったサービスを十分考えていただくというような形で進めていったほうがいいのではないかと。一旦決まったものを覆すということなかなかできるものではないと、このように思います。

そういうことで、賛成の立場で討論をさせていただきたいと、このように思います。

○議長（中上良隆君）ほかにありませんか。

3番 富岡君。

〔3番（富岡清彦君）登壇〕

○3番（富岡清彦君）高野口出張所廃止議案に反対の立場で討論を行います。

反対理由の第1は、出張所廃止は合併の目的に反することだと考えます。行政は、合併の目的は、財政難を克服し、現在の行政サービスを維持することにあると説明してきました。出張所の廃止は、行政サービスの拠点、心臓部をなくすことになると考え、合併の目的と矛盾する点で納得できません。

第2は、具体例として、本会議でも高野口

の議員さんが再三、期日前投票所の設置を求めていることから明らかなように、県下で合併したほとんどの自治体は、支所、出張所を設置して行政サービスを後退させないための施策を行っています。出張所を存続すれば、容易に期日前投票所をつくることができます。

第3は、行政は、地域的に見て高野口は市役所を中心に7km以内におさまる距離であり、出張所は必要ないと。高野口出張所を存続することは、距離的に紀見地域、隅田地域にも出張所を設置しなければ不公平との議論があるが、高野口には、合併までは役場が存在し、町民生活の福祉の向上に資することに努めてきました。新たに行政サービスの拠点をつくる話ではありません。

第4は、現在建設中の仮称地域交流センターに5名の職員を配置する計画であることが、本12月議会の同僚議員の一般質問に対する行政の答弁で初めて明らかになりましたが、私は、機会あるごとに財政面も考慮した少人数の出張所を運営している大阪狭山市の狭山出張所を紹介し、高野口出張所の存続を求めてきました。5名の職員を配置する計画なら、地域交流センター内に高野口出張所を設置することは可能であると考え、本高野口出張所廃止議案に反対をいたします。

以上です。

○議長（中上良隆君）ほかにありませんか。

10番 平林君。

〔10番（平林崇行君）登壇〕

○10番（平林崇行君）私は、賛成の立場からの討論をさせていただきます。

先ほど、高野口の出張所の問題で今回出てきた分に関しまして、皆さんいろいろ不満とかをおっしゃっておりますが、私は、橋本市全体を考えた住民サービスを考えたときに、高野口出張所、ある、ないの問題じゃなしに、いかに橋本市民の皆さまに対してサービスを

怠らない、そういうふうなシステムをこれから考えていくべきであると考えております。

高野口出張所におきましては、新しく公民館、そして5人の職員が配置されるということで決まっております。私は、ほかの公民館もそのような動きをしてサービスを低下させない方法はいくらでもあると思います。出張所を残したからといって、市民の皆さまの要望がすべて高野口の出張所でかなえられるとは、私は思っておりません。それであるならば、今この科学、インターネットの時代でもあります。テレビを置いて本所とつなぐ。そして、間違いのない指示をその公民館から受ける。そういうふうにしたほうが、私はずっと市民サービスにつながると思います。

これはすべての公民館における私の構想でございますが、高野口出張所も、市民の皆さまにはなくなる不安もあります。しかし、私のこういう言葉を説明すれば、そのほうが絶対いいと、間違いのない指摘をさせていただける方法があるならば、別に高野口の出張所ということにこだわらない、そういうふうな言葉を数多くいただいております。これは当然、高野口の方です。

ですから、私は今回、新しくできる、そういうふうな施設に対する期待をいただけるようなテーマ、これからいろんな課題はありますが、そういうことを進めていくためにも、今回の高野口出張所をなくして、そして新しいものに取り組んでいく、こういう試みを私はやっていきたいと思っておりますので、今回の廃止の案に対しては賛成でございます。

以上。

○議長（中上良隆君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ないので、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第14号 橋本市役所出張所設

置条例を廃止する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中上良隆君）起立多数であります。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

日程第24 議案第15号 橋本市税条例の一部を改正する条例について

○議長（中上良隆君）日程第24 議案第15号 橋本市税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっておりまして議案第15号については、委員会への付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第15号 橋本市税条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君)ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第25 議案第16号 橋本市営住宅設置
及び管理条例の一部を改正する
条例について

○議長(中上良隆君) 日程第25 議案第16号
橋本市営住宅設置及び管理条例の一部を改正
する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

3番 富岡君。

○3番(富岡清彦君) まず、この条例につい
ての説明を求めたいわけですが、特に、いわ
ゆる暴力団員について市営住宅への入居を拒
否できるということかと思うんですが、その
対象となる人といいますか、市内にはどの程
度存在をしているのか。私の認識では、御坊
市等ではこの件で非常に苦労しているという
話も聞いておるんで、その必要性については
わかるんですけども、それらの点、伺いま
す。

○議長(中上良隆君) 建設部長。

○建設部長(坂本信良君) 正確な数字につ
きましては、橋本署、それから妙寺署に照会
をかけたわけでございますけれども、条例制定
前の照会についてはお答えすることができな
いという回答をいただいておりますけれども、
市の確認しているところでは、現在入居者は
いないというところでございます。

○議長(中上良隆君) 3番 富岡君。

○3番(富岡清彦君) 入居者がいるのかどう
かではなしに、そういう対象となるというん
か、この条例に触れる、そういう市民が存在
するのかという質問です。

○議長(中上良隆君) 建設部長。

○建設部長(坂本信良君) この点につつまし

ては、掌握してございません。

○議長(中上良隆君) 21番 上久保君。

○21番(上久保 修君) そしたら、第43条の
第1項の「暴力団員であることが判明したと
き」、この「暴力団員である」という判定基準
というか、警察との協力もあるんでしょうけ
ど、こちら辺が大変わかりにくいところがあ
りますね。ですから、その辺の部分をはっき
りしておかないと、広域暴力団指定の組員で
あったりとか、いろいろとそういうことがあ
りますので、判定する基準そのものをきっち
りと設けられているんかどうか。

○議長(中上良隆君) 建設部長。

○建設部長(坂本信良君) 暴力団員の定義で
ございますけれども、暴力団員の定義につ
きましては、暴力団による不当行為等防止等
に関する法律の第2条第6項の中で暴力団の
定義を定めてございます。暴力団の定義とい
いますのは、暴力団の構成員であって、元暴
力団員だとか準構成員は該当いたしません。

○議長(中上良隆君) 4番 松浦君。

○4番(松浦健次君) ちょっと伺います。

例えば家族で入っていて、一人、お父ちゃ
んが暴力団だと。ほんで、ほかの家族は違
うと。その場合も全部出ていけというような話
なんですかね。

○議長(中上良隆君) 建設部長。

○建設部長(坂本信良君) 同居人におきま
しても、暴力団員については入居を認めない。
といいますのは、入居する場合については、
収入の関係で、暴力団員は収入が確定しない
というところで明け渡し請求の対象になると
いうところでございますので、例えば高額所
得者になれば明け渡し対象の入居者というこ
とになりますので、そういうところで明け渡
し請求の対象者ということになるかと思
います。

○議長(中上良隆君) 4番 松浦君。

○4番（松浦健次君）今の私の質問に的確に答えてくれていると思うんです。つまり、暴力団でも定収があればどうなんですか。不確定の収入という話なんですけども、暴力団員であることを業として生活している人は、一定の収入というのがあるとすれば、その家族を全部ほうり出すのか、本人だけをほうり出すのかと。

○議長（中上良隆君）建設部長。

○建設部長（坂本信良君）国の指針によりますと、暴力団員につきましては収入の確定をしていないという解釈をしているようでございます。同居者につきましては、暴力団員以外の方についてはいけるかと思うんですけれども、暴力団員の同居者は認めないというところでございます。

○議長（中上良隆君）24番 中西健君。

○24番（中西 健君）今、暴力団員をという中で、非常にいろいろなご意見あったけども、いわゆるこれをやる場合は、警察と提携をやらん限りは、そこらあたりは事前にできておるのかどうか。それが一つ。

それから、本当の暴力団というのは、指定暴力団とかいろんな中で、警察にきちっと把握されている暴力団、それから、どこにも組に所属しないで、中には無所属の、そういうような暴力団もおるかもわからない。そのときの見極めが非常に難しいのでね。ほんで、そこらの線引きがきちっとできていないと人権問題にもかかわるし、間違っってそういうことがあるんで、そこらあたりは本市としてどういう見解を持っておるか、ちょっとお聞きしたい。

○議長（中上良隆君）建設部長。

○建設部長（坂本信良君）ただ今のご質問につきましては、国土交通省のほうで一定の見解を出してございます。それで、暴力団員の確認につきましては、以前に、条例制定する

前に橋本署、妙寺署とこの件につきまして、県警からの要請もございましたので、事前に打ち合わせしてございますけれども、条例制定後、入居者についての暴力団員であるか否かの照会をさせていただくと、これは条例が制定されれば受けますよという回答をいただいております。

それから、暴力団員の定義、先ほどもご説明させていただきましたけれども、暴力団の構成員というところでございまして、この点につきましても、市の判断というよりも、むしろ警察署の照会による判断というところになるかと思っております。

○議長（中上良隆君）21番 上久保君。

○21番（上久保 修君）もう一つ、聞きたいと思っております。

これについては、当然、住まれていて判明したと、そこで退去を命令できるというふうな条例やと思うんですけど、その中で、弁護士なんかにご相談した上で、生活権であるとか居住権であるとかというそういう位置づけについては、そのものは一切排除できるんですか。そこら辺をはっきりとお聞きしておきます。というか、私もそういう認識で、この点については知っておきたいので、よろしくお願ひします。

○議長（中上良隆君）建設部長。

○建設部長（坂本信良君）この点についても議論が尽くされているところでございまして、属性による入居者の排除が、暴力団員の個人につきまして、生存権というのが憲法25条であるわけでございますけれども、その辺を侵害するおそれのないようにやっていく必要があるというところで、先ほど言いましたように、単に暴力団員であるから市営住宅から明け渡しというところでなくして、所得が明確になっていないというところで、高額所得者の場合も明け渡し請求ができますので、その

辺のところの解釈で出ていっていただくというところになるかと思えます。

○議長（中上良隆君）10番 平林君。

○10番（平林崇行君）第43条の入居者と同居者ということでの部分なんですけども、やはり同居者でなくても入居者でなくても、住宅の周りに暴力団がうろうろしたり、例えばある人がおって、そこによく寝泊まりしに来る暴力団員がいてると。ありますわね。例えば週に3回、4回泊まりに来ているとか、やはりそれによって地域の治安というのが悪くなる可能性もあります。一般の人のところに暴力団が出入りしたりする場合、そういう場合の対処というのか、それはあるんでしょうか、ないんでしょうか。

○議長（中上良隆君）建設部長。

○建設部長（坂本信良君）非常に難しい質問かと思うんですけども、その辺については特に定めがございませんので、あくまでも入居者及び同居人というところでのくくりになってございます。

○議長（中上良隆君）10番 平林君。

○10番（平林崇行君）そういうことで、近所の人が本当に不安がると、そういうことが頻繁に増えてきた場合に、そういうのは、取り締まるんじゃないですけども、そういう注意を促すとか、そういうふうなことを行政はこれから考えていって準備するものなのか、いやいや、それは法にのっとって無視しますというものなのか、その辺のところの考えを、これからの考えをお聞かせ願えますか。

○議長（中上良隆君）建設部長。

○建設部長（坂本信良君）ただ今のご質問の内容につきましては、周辺の住宅環境に与える影響ということになるかと思えますけれども、今後、警察と十分連携をとりながら対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（中上良隆君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっておりまして議案第16号については、委員会への付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第16号 橋本市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第26 議案第17号 橋本都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（中上良隆君）日程第26 議案第17号 橋本都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第17号については、委員会への付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第17号 橋本都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、午後1時まで休憩いたします。

（午前11時49分 休憩）